

## 市民利用施設及び市主催・共催のイベントの取扱いについて

現在、緊急事態宣言解除後の3月22日から3月31日までの間、本市の市民利用施設は段階的に緩和、市主催・共催のイベントは原則、中止又は延期としている。

4月1日以降については、感染拡大を防止するために徹底した感染防止策を講じたうえで、市民利用施設は引き続き段階的緩和を継続、市主催・共催のイベントは、原則、中止又は延期とする。

(1) 市民利用施設は利用制限を行ったうえで、原則開館とする。

期 間 令和3年4月21日(水)まで

利用時間 午後9時まで

利用制限 別紙「市民利用施設の利用制限について(注1)」のとおり

(注1)令和3年4月18日(日)まで

ただし、市民活動への影響を考慮し、既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合などの利用時間については対象外とする。その場合も、施設利用者や主催者等に対して、感染対策を厳格に行うよう要請するとともに、利用時間の繰り上げなどを要請する。

(2) 市主催・共催のイベントについては、引き続き原則、中止又は延期する。

期 間 令和3年4月21日(水)まで

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、別紙「市民利用施設の利用制限について」を守るとともに徹底した感染防止対策を講じ、開催時間を午後9時までとする。

オンラインイベント等については、中止又は延期の対象外とする。

(1)、(2)とも市ホームページおよび各施設などにおいてこの旨を明示し、市民への周知を徹底する。